

2月13日(土)および3月20日(土)に発生した地震によって被災された皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

- 以下の手続き・条件により見舞金・共済金が支給されます。
- まずは、①被災状況の写真撮影を行っていただくことと、そして②「自治労共済住宅災害連絡受付票」を単組共済担当者経由で共済県支部へ FAX (024-521-1728) で提出いただくことが必要です。

- ①総合共済基本型の住宅災害見舞金 (住宅の損害額が20万円を超える場合)
- ②自治労住まいる共済の地震等災害見舞金・地震等特別共済金 (住宅の損害額が20万円を超える場合)
- ③(同) 地震等共済金 (住宅・家財の損害額が100万円を超える場合)

- 「自治労共済住宅災害連絡受付票」のご提出後に、こくみん共済coop全労済福島推進本部損害調査部署から連絡がありますので、その指示に従って手続きを進めてください。

※災害は、広範囲にわたることから現地調査または書類審査に、相当な日数を要することが想定されますので、予めご了承ください。